資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月三十日であり、株主総会の決議は平成二十三年三月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.acajapan.org/apdev/apd14pl.pdf

平成二十三年四月十二日

大阪市北区芝田二―二―一　新梅田ビル四〇三号室

亜通開発株式会社

代表取締役　李　玉蘭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十三年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年四月十二日

大分県臼杵市大字前田字西谷一二五三番地

有限会社首藤建設

代表取締役　首藤　康信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十七日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年四月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年四月十二日

東京都中央区築地二丁目一〇番六号

ソフトライフ株式会社

代表取締役　魚谷　栄司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月十二日

新潟県燕市小池四八五二番地一

燕振興工業株式会社

代表取締役　小柳　孝礼

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月十二日

静岡県富士宮市山宮八六〇番地の六

株式会社富士精工

代表取締役　近藤　邦雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である朴成宰が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十二日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル八階

SamKwang TLT LTD.

日本における代表者　朴　成宰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野口明日香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月十二日

神奈川県川崎市幸区小倉一―一　E―六〇三号

グローバルハート・コーポレーション

日本における代表者　野口明日香

限定承認公告

本籍東京都小平市花小金井六丁目一三〇番地二五、最後の住所東京都小平市花小金井一丁目八番二―一二〇四号

被相続人　亡　藤沢　弘明

右被相続人は平成二十三年三月五日死亡し、その相続人は平成二十三年三月三十日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング一一階

相続財産管理人藤沢夢法定代理人親権者

母藤倉由美子

代理人弁護士　中里妃沙子

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市宝町二丁目一番地、最後の住所岐阜県多治見市中町五番地の一

被相続人　亡　河村　健司

右被相続人は平成二十三年一月四日死亡し、その相続人は平成二十三年三月三十一日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

岐阜県多治見市中町五番地の一

相続財産管理人　河村　有子

限定承認公告

本籍大阪府富田林市南旭ヶ丘町九番、最後の住所大阪府富田林市南旭ヶ丘町九番三号

被相続人　亡　宮本惠美子

右被相続人は平成二十二年十一月二十五日死亡し、その包括受遺者は平成二十三年二月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十二日

大阪府河内長野市大師町一二番一八号

限定承認者　植村　京子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年五月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月十二日

東京都港区南麻布四丁目九番三四号

株式会社ＴＲＥＮＴＥ

代表取締役　江川　正子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億八千万円減少することに致しました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年二月二日

掲載頁　九十三頁（号外第二十一号）

平成二十三年四月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩワン

取締役　野坂　照光

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇四	四	三 （終りから）	並びに北府二丁目	北府一丁目三十三字北柳原新田、百二十二字上大判、百二十一字九十九及び百十四字上湯ノ口
〃	〃	一	北中江地内	北中江並びに瓜生町五十八字土呂田地内
一〇五	一	一～三	百十八字薫田、百二十一字九十九、百二十二字上大判、百十六字大柴、百十四字上湯ノ口	百十四字上湯ノ口
〃	〃	五～八	北中江及び三十三字北柳原新田一北府一丁目三丁目、松窪並びに瓜生町五十八字土呂田地内	北中江、芝原二丁目九十六字西松窪地内

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十二日付第七七号六四ページ●同日付政府調達第六八号一二ページ●三月二十五日付参会第七号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）